

4月
より

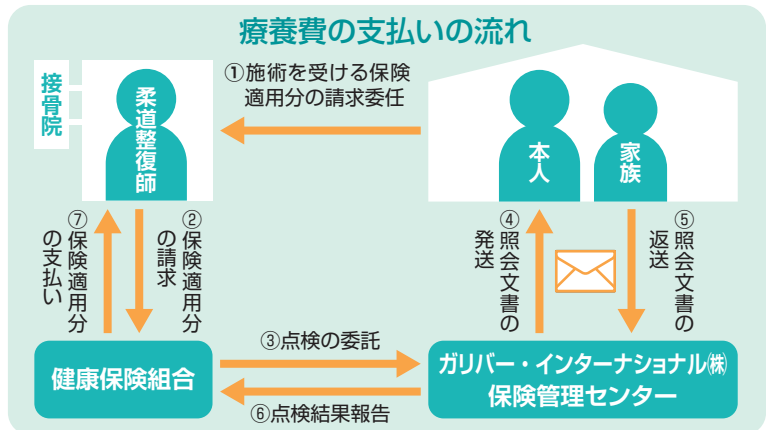
柔道整復療養費の 点検を強化します！

整骨院・接骨院では、保険医療機関とは異なり、健康保険が使える場合が限られています。誤って健康保険を使った場合、あとから全額自己負担になる場合がありますので、正しいかかり方をチェックしておきましょう。

施術内容の確認にご協力をお願いします

整骨院・接骨院からの療養費支給請求書の中には、健康保険対象外の施術が含まれているケースがあり、厚生労働省からも不適切な利用を防ぐ取り組みを求められています。このような事情から、健康保険で整骨院・接骨院を利用した方に、受けた施術内容や負傷原因などを文書または電話により確認させていただく場合があります。照会があった際は、ご自身で回答いただけますようお願いいたします。

※4月よりガリバー・インターナショナル(株)に柔道整復療養費の点検を委託します。施術内容の確認にご協力をお願いいたします。



照会文書が届く

ご自宅宛てに照会文書をお送りします。

自分で記入する

回答書にご自身でご記入をお願いします。

同封の封筒で返送

同封されている封筒で回答書をご返送ください。

チェック① 外傷性の負傷のみ健康保険が使えます

健康保険が **使える** 場合

原因がはっきりしている外傷性の負傷で、慢性に至っていないものに限られる。

- | | |
|--|---|
| ☒ 骨折 | ☒ 捻挫 |
| ☒ ひび(不全骨折) | ☒ 打撲 |
| ☒ 脱臼 | ☒ 肉離れ(挫傷) |

※骨折・ひび・脱臼は、緊急の場合をのぞき、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

※内科的原因による疾患は含まれません。

健康保険が **使えない** 場合

- ☒ 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- ☒ 症状の改善がみられない長期にわたる施術
- ☒ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ☒ 保険医療機関で治療中の負傷
- ☒ 勤務中、通勤途中の負傷(労災保険対象)

など

チェック② 「療養費支給申請書」はよく確認して署名しましょう

保険適用となる施術を受けた場合は、療養費支給申請手続きが必要です。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、自筆で署名してください。



- ① 保険適用と説明を受けた負傷名のみが記載されているか
- ② その月に整骨院・接骨院に通院した日数が正しいか



チェック③ 領収書は必ず受け取り保管しましょう

保険適用となる施術を受けた場合は、領収書を必ず受け取り、保管してください。医療費控除を受ける際などに必要になる場合があります。